

[illegible]

昇降機保守点検業務標準仕様書

兵庫県住宅供給公社

1 業務実施基準

- (1) 業務受注者は表 1「保守委託対象県営住宅昇降機設備概要」に記載のエレベーター設備に対し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他関係法令、本仕様書及び兵庫県住宅供給公社の担当者の指示に基づき本業務を実施する。
- (2) 業務受注者は、教育訓練された作業員及び監督技術者（以下「技術者」という。）を派遣し、以下の条件に基づいて、エレベーター設備を常に良好かつ安全な状態に保つよう本業務を実施する。
- (3) フルメンテナンス方式（以下「FM方式」という。）の保守点検とする。
FM方式とは、定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う方式をいう。

2 再委託の禁止

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務受注者は、再委託した本業務について、発注者に対して一切の責任を負うこと。

3 相互協力

- (1) 業務受注者は、団地入居者の他、兵庫県住宅供給公社が別途契約する遠隔監視管理業務受託者、兵庫県県営住宅指定管理者が別途契約する団地指定業者等、建物管理上密接に関連する第三者の行う管理業務の円滑な遂行について、協力すること。

4 業務実施時間

- (1) 業務受注者は、本業務の実施にあたっては、利用者等の利便を考慮して、利用頻度の高い時間帯は避けること。
ただし、緊急を要する場合にあつては、この限りでない。

5 作業の手直し

- (1) 業務受注者の実施した保守点検作業が本仕様書等の内容に適合しないときは、兵庫県住宅供給公社の担当者の指示に基づいて、その作業の手直しを行うこと。
なお、この手直しに要した費用は本業務に含む。

6 緊急対応

- (1) 業務受注者は、故障等の緊急の事態が生じた場合は、直ちに技術者を派遣するとともに、常時待機させる等して、適切に対応すること。

- (2) 業務受注者は、緊急対応を行ったときは、その発生日時、原因、対応処置の内容及び今後の対応等を含めた報告書を作成し、速やかに兵庫県住宅供給公社の担当者に提出すること。
- (3) 業務受注者は、迅速な対応を実施する体制の確保に努め、概ね2時間以内に現地で応急措置ができる体制を確保することとし、人身事故・閉じ込め事故の場合は、迅速に現地対応する様に努めること。

7 点検

- (1) 点検は、毎月1回以上、現地にて給油、調整等、所要の措置を行うものとする。
 なお、原則として遠隔監視（状態監視、直接通話が可能なものに限る）を実施するものとし、遠隔監視を行うことが出来ない場合は毎月2回以上の現地点検とする。

- (2) 設備の種類ごとの現地での作業項目及び内容は下表のとおりとする。

エレベーターの種類	点検表
ロープ式エレベーター（リレー制御）	表1.1(a)
ロープ式エレベーター（マイコン制御）	表1.1(b)
油圧式エレベーター	表1.2
機械室なしエレベーター	表1.3

- (3) 表1.1(a)及び表1.4の点検周期は、現地で直接、点検する場合を示す。
- (4) 表1.1(b)、表1.2及び1.3における保守・点検の周期は、遠隔点検を実施しない場合には周期Aを、遠隔点検を実施する場合には周期Bを適用する。
 なお、遠隔点検の実施・周期Bの採用については、表.3「遠隔点検項目」の項目を含む内容であるか否か、また、既設機器の改造を伴う場合などについて、事前に兵庫県住宅供給公社の担当者と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 遠隔監視装置による遠隔監視は24時間体制でおこなうこと。
- (6) 表中の点検周期の表記は、次のとおりとする。
- ① 「OM」は、〇月ごとに行う。
 - ② 「〇Y」は、〇年ごとに行う。
 - ③ 「〇/月」は、1月に〇回行う。
 - ④ 「〇/Y」は、1年に〇回行う。
- (7) 遠隔監視を行うことが出来ない場合は表中、「1M」を「2/M」におきかえることとする。
- (8) 点検実施後、点検報告書を作成し、点検月の翌月10日（休日の場合は、直前の平日）までに兵庫県住宅供給公社へ提出するものとする。

なお、当公社による点検報告書の確認後、業務受注者は、業務委託料の支払を毎月、書面により請求できるものとする。

なお、遠隔監視の報告書については、点検月の翌月の20日（休日の場合は、直前

の平日)までに兵庫県住宅供給公社へ提出するものとする。

8 修理、取替等

- (1) エレベーターの安全で良好な運転機能を維持するため、必要に応じて機器の修理、取替等は無償で行う。
- (2) エレベーター設備に係る修理、取替の明細は、表.2「取替え・修理の範囲」の記載に準じるものとする。
- (3) 適用除外工事
次に掲げるものについては別途工事とする。
 - (ア) 乗りかご(ゴムタイル含む。)、各階乗り場ドア、三方枠、敷居、押しボタンカバー、インジケーターカバー、操作盤カバーの意匠部分の塗装、メッキ直し、修理、取替
 - (イ) 巻上機、電動機、駆動機等の機器の一式取替
 - (ウ) 昇降路周壁
 - (エ) 機械室内建物付属設備(換気装置、防災機器、照明設備等)
 - (オ) 修理取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事

9 部品交換

- (1) 表2取替・修理の範囲において定めるFM方式による契約のうち、POG方式に相当する部分(給油、消耗品の交換)以外の部品交換について、原則^{*}昇降機メーカーが製造・供給又は指定する部品(以下「指定部品」という。)を使用すること。ただし、指定部品がない場合はこの限りではない。
※例外としては、故障等の対応として、一時的に指定部品以外を使用することを想定している。ただし、後日指定部品が供給された場合は、指定部品に交換することを条件とする。
- (2) 上記(1)に該当する部品交換については記録すると共に、報告書を兵庫県住宅供給公社に提出する。

10 修理計画

業務受注者は、昇降機の性能を維持するため、部品取替え等の修理計画書を作成し、提出する。なお、修理計画書に記載した調整、部品交換等の報告書を兵庫県住宅供給公社に提出する。

11 定期検査

エレベーターの安全で良好な運転機能を維持するとともに、総合的な設備機能の安全を確認するため、毎年1回、建築基準法第12条4項に基づく定期検査を行い、その報告書を兵庫県住宅供給公社に提出する。

12 安全サービス

入居者に対するエレベーター使用上の安全確保等について、随時、指導、PRを行う。

13 資材等の処理

保守点検等に要した機器、資材等の撤去物、残材等は速やかに搬出し処理する。

14 保守業務事務要領

保守点検業務に係る事務処理については、本仕様書及び契約書による他、別添「県営住宅昇降機保守業務事務要領」により適正に処理する。

15 連絡会の実施

兵庫県住宅供給公社が、昇降機保守における安全管理体制を見直すために連絡会を開催するときは、業務受注者は、これに協力すること。

県営深江本町高層住宅外61住宅昇降機保守点検業務委託
表1: 保守委託対象 県営住宅 昇降機設備概要

製造者 日本オーチス・エレベータ株式会社、シンドラーエレベータ株式会社

特記なきは日本オーチス・エレベータ製

No.	住宅名	号棟	所在地	建物 階数	停止 箇所	差数	制御方式	機械室	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 [m/min]	供用開始 年月	改修年月	備 考
1	深江本町高層住宅	—	神戸市東灘区深江本町3丁目4-4	8	8	1	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H02.01	H30.03	
2	楠丘高層住宅	—	神戸市灘区楠丘町3丁目1	10	10	2	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H04.01	H30.03	
3	片山住宅	—	神戸市長田区片山町1丁目22番25号	2	2	1	インバータ マイコン	有り	4	300	30	H09.08		小規模
4	南本町高層・鉄筋住宅	(1号棟) (2号棟)	神戸市中央区南本町通4丁目4-1外	7 5	7 5	1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン	有り 有り	9 9	600 600	60 45	H10.05 H10.05		
5	押部谷鉄筋住宅	(1,2号棟) (4号棟)	神戸市西区押部谷町福住字西山579-1 神戸市西区押部谷町福住字西山579-1	5 5	4 4	7 4	インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し	4 4	320 320	45 45	H27.12 H30.04		階段室型 階段室型
6	中村住宅	(1号棟)	神戸市長田区真野町9-47	9	9	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	H30.02		
7	姫路白浜南高層住宅	—	姫路市白浜町甲840番地の5	8	8	2	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H13.05		
8	姫路東夢前合住宅	(1号棟) (1号棟) (2号棟) (9号棟) (9号棟)	姫路市東夢前合2丁目65番地 姫路市東夢前合2丁目65番地 姫路市東夢前合2丁目65番地 姫路市東夢前合2丁目65番地 姫路市東夢前合2丁目65番地	10 10 10 5 5	10 10 10 5 5	1 1 2 1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し 有り 機械室無し	9 9 9 9 9	600 600 600 600 600	60 60 60 45 45	H17.11 H18.03 H20.08 H13.02 H15.12		シンドラーエレベータ製 シンドラーエレベータ製 シンドラーエレベータ製
9	姫路御着住宅	(1号棟)	姫路市御国野町御着708	11	11	2	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	H30.12		
10	尼崎瑞庫川高層住宅	—	尼崎市元浜町4丁目51番地	6	6	1	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H12.02		
11	尼崎杭瀬住宅	(7号棟)	尼崎市常光寺2丁目71番地	4	4	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	45	H23.02		
12	尼崎西川第2住宅	—	尼崎市西川2丁目39番1	8	8	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	H24.8		
13	明石東二見第2高層住宅	(1号棟) (2号棟)	明石市二見町東二見488-2	7 6	7 6	1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン	有り 有り	9 9	600 600	60 60	H06.09 H08.03		
14	明石清水高層住宅	—	明石市魚住町清水1600番地の3	9	9	1	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H07.02		
15	明石清水第2高層住宅	(1,2号棟)	明石市魚住町清水1261番地の1	11	11	4	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H09.09		
16	明石大久保住宅	(22号棟) (23号棟) (24号棟)	明石市大久保町山手台3丁目59番の1	3 4 4	3 4 4	1 1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し	9 9 9	600 600 600	45 45 45	H18.06 H18.06 H22.07		S波感知器有り
17	明石大久保第2鉄筋	(1号棟) (2号棟) (3号棟)	明石市大久保町大窪2489	5 5 5	4 4 4	3 3 3	インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し	4 4 4	320 320 320	45 45 45	H22.04 H22.04 H22.04		階段室型 階段室型 階段室型
18	明石松が丘住宅	(2号棟) (4号棟)	明石松が丘1-2	11 11 11 11	10 11 10 11	1 1 1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し 機械室無し	9 9 9 9	600 600 600 600	60 60 60 60	H23.12 H23.12 H27.2 H27.2		
19	明石長坂寺住宅	(16号棟)	明石市魚住町長坂寺619-1	8	8	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	R01.05		
20	西宮笠屋高層住宅	—	西宮市笠屋町14-1	8	4	1	インバータ マイコン	有り	9	600	60	S54.04	H26.08	スキップ停止
21	西宮植塚住宅	—	西宮市植塚町6番3	6	6	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	H22.08		
22	西宮今津住宅	—	西宮市今津出在家町10-19	10	10	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	60	H23.12		
23	西宮浜松原住宅	(3号棟) (4号棟)	西宮市浜松原町20番地 西宮市浜松原町8-4	8 10	8 10	1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し	9 9	600 600	60 60	H28.2 H30.02		
24	洲本物部住宅	(2号棟) (3号棟)	洲本市物部3丁目463番2	5 4	5 4	1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し	9 9	600 600	45 45	H21.10 H23.03		
25	伊丹荒牧高層住宅	—	伊丹市荒牧5丁目16-25	13	13	3	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H08.03		
26	伊丹野間住宅	(1号棟) (3号棟)	伊丹市野間北4-1-1	9 6	9 6	1 1	インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し	9 9	600 600	60 60	H25.2 R02.08		
27	伊丹西野第6住宅	(2号棟) (3号棟)	伊丹市西野8-5	11 11	11 11	1 2	インバータ マイコン インバータ マイコン	機械室無し 機械室無し	9 9	600 600	60 60	H25.10 H27.3		
28	相生若狭野高層住宅	(1,2号棟)	相生市若狭野町八洞370番地	7	7	1	インバータ マイコン	有り	9	600	60	H12.02		
29	相生若狭野鉄筋住宅	(3号棟)	相生市若狭野町八洞374-1	4	4	1	インバータ マイコン	有り	9	600	45	H13.05		
30	豊岡高層鉄筋住宅	—	豊岡市高層570-23	4	4	1	インバータ マイコン	機械室無し	9	600	45	H16.02		

No.	住 宅 名	号 棟	所在地	建物 階数	停止 箇所	基数	制御方式	機械室	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 [m/min]	供用開始 年月	改修年月	備 考
31	日高国府高層住宅		豊岡市日高町上石234番地の1	7	7	1	インバータマイコン	有り	9	600	60	H08.12		
32	加古川船頭高層住宅		加古川市米田町船頭537	11	11	4	インバータマイコン	有り	9	600	60	S51.07	H18.02	
33	加古川平岡鉄筋住宅	(4号棟) (15号棟) (19号棟)No1 (19号棟)No2 (20号棟) (21号棟) (22号棟)	加古川市平岡町土山390 (バリアフリー型)	5 5 5 5 5 5 5	4 4 5 4 4 4 4	2 4 1 1 3 4 2	インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し 機械室無し 機械室無し 機械室無し 機械室無し	4 4 9 4 4 4 4	320 320 600 320 320 320 320	45 45 45 45 45 45 45	H22.04 H22.04 H26.03 H26.03 H26.03 H25.04 H25.04		階段室型 階段室型 階段室型 階段室型 階段室型 階段室型 階段室型
34	加古川西鉄筋住宅〈2期〉	(10,11号棟)	加古川市加古川町西河原字木村境17-1	5	4	8	インバータマイコン	機械室無し	4	320	45	R03.02		階段室型
	加古川西鉄筋住宅〈3期〉	(4,5号棟)	加古川市加古川町西河原字木村境17-1	5	4	10	インバータマイコン	機械室無し	4	320	45	R04.09		階段室型
35	西脇蒲江住宅		西脇市蒲江576	3	3	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H23.03		P, S波感知器有り
36	宝塚福井鉄筋住宅		宝塚市福井町32番14	3	3	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H10.04		
37	宝塚御所の前住宅		宝塚市伊予志4丁目7番-45	10	10	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	60	H30.11		
38	高砂松波町高層住宅	(1,2号棟)	高砂市高砂町松波町440-31	7	7	2	インバータマイコン	有り	9	600	60	H09.03		
39	川西清和台鉄筋住宅		川西市清和台東2丁目1番地の5	5	5	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H06.03		
40	小野神明住宅	(4号棟)	小野市神明町417-4	10	10	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	60	R02.03		
41	三田富士が丘高層住宅		三田市富士が丘3丁目4	10	10	1	インバータマイコン	有り	9	600	60	H05.11		H30.3 連隣監視追加
42	三田大池住宅	(2号棟)	三田市西山1丁目558	7	7	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	60	H22.03		
43	柏原南多田住宅	(1号棟-増築)	丹波市柏原町柏原字下角2984-1	8	8	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	60	R02.11		
44	北淡青波鉄筋住宅		淡路市青波2092番地	4	4	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H09.02		
45	太子天満山鉄筋住宅	(1,2,6,7号棟) (6号棟) (3,4,5号棟)	摂保郡太子町天満山字道添88-2 摂保郡太子町天満山字道添88-2 摂保郡太子町天満山字道添88-2	5 5 5	4 5 4	12 1 10	インバータマイコン インバータマイコン インバータマイコン	機械室無し 機械室無し 機械室無し	4 9 4	320 600 320	45 45 45	H27.4 H27.4 H28.7		階段室型 階段室型 階段室型
46	岩屋北町高層・鉄筋住宅	(1号棟) (2号棟)	神戸市灘区岩屋北町4丁目3番24外	8 3	8 3	1 1	インバータマイコン インバータマイコン	有り 有り	9 9	600 600	60 45	H10.01 H10.01		シフトエレベーター別備 シフトエレベーター別備
47	鹿の子台南町鉄筋住宅	(1~5号棟)	神戸市北区鹿の子台南町6丁目18	5	5	5	インバータマイコン	有り	9	600	45	H10.04		シフトエレベーター別備
48	西尻池高層住宅		神戸市長田区西尻池1丁目3番26	9	9	2	インバータマイコン	有り	9	600	60	H10.04		シフトエレベーター別備
49	大開高層住宅	(2号棟)	神戸市兵庫区大開通り8丁目2番	14	14	2	インバータマイコン	有り	9	600	60	H11.12		シフトエレベーター別備
50	高丸住宅	(4号棟) (5号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目6	6 7	6 7	1 1	インバータマイコン インバータマイコン	機械室無し 機械室無し	9 9	600 600	60 60	H18.08 H18.08		シフトエレベーター別備 シフトエレベーター別備
51	夢前清水谷鉄筋住宅	(1号棟)	姫路市夢前町重本432-24	5	5	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H15.05		シフトエレベーター別備
52	夢前清水谷住宅	(2号棟)	姫路市夢前町重本432-24	5	5	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H16.09		シフトエレベーター別備
53	尼崎七松町高層住宅		尼崎市七松町3-1	8	8	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	60	H14.07		シフトエレベーター別備
54	南芦屋浜高層住宅	(1,2,3号棟) (4,5,6号棟)	芦屋市陽光町6番	9 12	9 12	3 3	インバータマイコン インバータマイコン	有り 有り	9 9	600 600	60 60	H10.04 H10.04		シフトエレベーター別備 シフトエレベーター別備
55	伊丹荒牧鉄筋住宅	(1,2号棟)	伊丹市荒牧6丁目19	5	5	2	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H18.04		シフトエレベーター別備
56	小野田園町鉄筋住宅	(1号棟) (2号棟)	小野市田園町859番地の1	5 5	5 5	1 1	インバータマイコン インバータマイコン	有り 機械室無し	9 9	600 600	45 45	H13.01 H14.06		シフトエレベーター別備 シフトエレベーター別備
57	篠山乾新町鉄筋住宅		篠山市乾新町175-1	3	3	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H08.12		シフトエレベーター別備
58	東浦久留麻第2鉄筋住宅		淡路市久留麻31-19	4	4	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H09.05		シフトエレベーター別備
59	山崎横須鉄筋住宅		兵庫県山崎町横須102	3	3	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H13.10		シフトエレベーター別備
60	龍野中臣住宅	(1号棟)	たつの市揖保町中臣1330-1	3	3	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H15.12		シフトエレベーター別備
61	新宮向畑住宅		たつの市新宮町新宮1088	3	3	1	インバータマイコン	機械室無し	9	600	45	H17.02		シフトエレベーター別備
62	大河内町新野鉄筋住宅		神崎郡神河町新野892-4	3	3	1	インバータマイコン	有り	9	600	45	H13.02		シフトエレベーター別備
計						179								

表 1.1(a) ロープ式エレベーター (リレー制御)

○備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による

(高稼働)：高稼働運転（当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は走行時間が 100H／月以上のいずれか）を行うエレベーター

(労安法)：労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 機械室			
a. 機械室へ通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	
	② 室内又は制御盤の温度の良否を点検する。	1 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	・電動機主回路 ・制御回路	1 Y	
	・信号回路 ・照明回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	
d. 階床選択機	① スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。	1 M	
	② 作動の良否を点検する。	1 M	
	③ 固定・可動接触子の磨耗の有無を点検する。	1 M	
	④ 補正装置カムの磨耗の有無を点検する。	6 M	
	⑤ 各スイッチ接点の磨耗の有無を点検する。	6 M	
	⑥ 先行モーターの作動の良否を点検する。	6 M	
	⑦ スチールテープ切断スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
	⑧ 減速器ギヤ歯当りの良否を点検する。	1 Y	
	⑨ 駆動チェーンのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	6 M	
	⑩ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	⑪ 移動ケーブルの取付け状態の良否、損傷等の有無を点検する。	6 M	
e. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
f. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	(高稼働：6 M)
g. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
h. 電動機及び電動発電機	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	
	③ 電動機スリップリング、コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	④ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	⑤ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	⑥ 発電機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑦ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
i. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
j. 釣合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
k. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	※措置不良の場合の修理
l. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
m. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 正しく機能していることを確認する。	6 M	
n. 昇降路との貫通部分	主索及び調速機ロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
2. かご			
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	3 M 1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	
e. かごの戸連結ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。	1 M 1 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
u. 専用操作盤【車 いす兼用の場合に限 る】	① 取付け状態の良否を点検する。	1 M	
	② 作動の良否を点検する。	1 M	
v. 鏡及び手すり 【車いす兼用の場合 に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	※調整不能の場合の修理
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正すること ができることを確認する。	1 M	
3. かごの周囲・昇降路			
a. かごの上部の外 観	汚れの有無を点検する。	1 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。	6 M	
	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停 止することを確認する。	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。	1 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の 有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩 耗の有無を点検する。	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検 する。	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y	
d. リタイアリング カム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検す る。	6 M	
e. かご上安全ス イッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	
f. 階床選択機ス チールテープ	① 切断検出スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
	② スチールテープの亀裂の有無を点検する。	1 Y	
g. かごつり車及び おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検す る。	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
h. ガイドシュー又 はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	
i. 主索及び调速機 ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。	1 Y	(労安法：1 M)
	② 破断の有無を点検する。	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣 化の有無を点検する。	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検す る。	6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
j. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 遊び、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	
k. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	
l. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	
m. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	
n. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)
o. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
p. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	
q. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	
r. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	
s. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
t. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ※亀裂又は損傷がある場合の精密調査 ※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場			
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6 M 1 Y 3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
h. 乗場の戸連結動 ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩 耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	
5. ピット			
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を 点検する。	1 M 6 M	※漏水がある場合の精密 調査及び修理 ※汚れ又はエレベーター に係る設備以外のものが 有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止ス イッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	(労安法：1 M)
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否 を点検する。		
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検す る。 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	6 M 6 M 1 Y	
f. 調速機ロープ用 及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ピット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確 認する。 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検す る。	1 Y 1 Y	
h. 下部ファイナル リミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)
i. 釣合ロープ(鎖) 及び取付部	取付け状態の良否並びにさび、摩耗、破断及び劣化の有 無を点検する。	1 Y	
j. 釣合おもり底部 隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器と の距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器 との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	
k. タイダウンセー フティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
l. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない 措置が施されていることを確認する。	1 Y 1 Y	※接触の恐れがある場合 の修理

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
6. 付加装置			
a. 中央監視盤	① 表示灯の球切れの有無を点検する。 ② スイッチの作動の良否を点検する。 ③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	1 M 1 Y 1 M	
b. 地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
c. 火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
d. 自家発時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
e. 停電時救出運転装置	① 作動の良否を点検する。 ② バッテリー液に不足がないことを確認する。	1 Y 3 M	
f. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
g. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
h. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
i. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
j. 自動診断回復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
k. オートアナウンス装置	作動の良否を点検する。	1 M	
l. 遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
m. 超音波ドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 M	
n. マルチビームドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 M	
o. 乗場戸遮煙構造	遮煙構造の機能を確認する。	1 Y	
p. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検をする。	1 Y	
7. 群管理運転装置			
a. 運行状態	運行の異常の有無を点検する。	1 Y	
b. 制御盤及び信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 制御回路 ・ 信号回路 ④ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。 ⑤ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑥ 冷却ファンの回転の良否を点検する。 ⑦ 管理時計の作動の良否を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

表 1.1(b) ロープ式エレベーター (マイコン制御)

○周期A又は周期Bの適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

周期A：労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは周期B以外の場合。

周期B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

○備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による

(高稼働)：高稼働運転 (当該エレベーターの起動回数が 24,000 回/月以上、又は走行時間が 100H/月以上のいずれか) を行うエレベーター

(労安法)：労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター (周期Aに加えて適用する)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
1. 機械室				
a. 機械室へ通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤の温度の良否を点検する。	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1 M	3 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャの作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
g. 電動機	② 回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
h. かご側調速機	④ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
i. 釣合おもり側調速機	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
k. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることを確認する。	6 M	6 M	
m. 昇降路との貫通部分	主索及び調速機ロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M	6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
e. かごの戸連結 ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、 摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かごの戸のス イッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かご内位置表示 灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装 置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の 有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点 検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファ ン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示 の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない 場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテ リーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
q. 各階強制停止装 置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降 路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床 先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに 限る） との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の 精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤【車 いす兼用の場合に限 る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
v. 鏡及び手すり 【車いす兼用の場合 に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の場合の 修理
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正す ることができることを確認する。	1 M	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
g. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(労安法：1 M)
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ※亀裂又は損傷がある場合の精密調査 ※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6 M 1 Y 3 M	6 M 1 Y 3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	3 M 6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 乗場の戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理:
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	(労安法：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. 調速機ロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	(労安法：1 M)
	② 作動の良否を点検する。	6 M	6 M	(労安法：1 M)
i. 釣合ロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否並びにさび、摩耗、破断及び劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置				
a. 中央監視盤	① 表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
	② スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	1 M	3 M	
b. 地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
c. 火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
d. 自家発時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
e. 停電時救出運転装置	① 作動の良否を点検する。 ② バッテリー液に不足がないことを確認する。	1 Y 3 M	1 Y 3 M	
f. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
j. 自動診断仮復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
k. オートアナウンス装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
l. 遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
m. 超音波ドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
n. マルチビームドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 乗場戸遮煙構造	遮煙構造の機能を確認する。	1 Y	1 Y	
p. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検をする。	1 Y	1 Y	
7. 群管理運転装置				
a. 運行状態	運行の異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
b. 制御盤及び信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 制御回路 ・ 信号回路 ④ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。 ⑤ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑥ 冷却ファンの回転の良否を点検する。 ⑦ 管理時計の作動の良否を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

表 1.2 油圧式エレベーター

○周期A又は周期Bの適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

周期A：労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは周期B以外の場合。

周期B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

○備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、

適用は特記による

(高稼働)：高稼働運転（当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は走行時間が 100H／月以上のいずれか）を行うエレベーター

(労安法)：労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（周期Aに加えて適用する）

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
1. 機械室				
a. 機械室へ通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤の温度の良否を点検する。	1 M	3 M	
	③ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	3 M	
c. 消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。	1 Y	1 Y	
	② 火気厳禁の表示の有無を確認する。	1 Y	1 Y	※表示が適当でない場合は交換
d. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
f. 油圧パワーユニット	① 圧力計の指示値が正常であることを確認する。	1 M	3 M	
	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否を点検する。	6 M	6 M	
	④ 油タンク油量の適否及び油漏れの有無を点検する。	3 M	3 M	
	⑤ 油タンク内油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。	1 Y	1 Y	※汚れが著しい場合の油交換

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
	⑥ 油タンクの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑦ 安全弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑪ 電磁バルブの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
	⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 圧力配管の固定状態を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	3 M	3 M	
i. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M	6 M	
e. かごの戸連結ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 専用操作盤【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
u. 鏡及び手すり【車いす兼用の場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
v. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
w. ドアゾーン行過ぎ制限装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(労安法：1 M)
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)
l. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 油圧シリンダー及びプランジャー【間接式に限る】	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
s. プランジャー離脱防止装置【間接式に限る】	① 作動の良否を点検する。 ② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることを確認する。 ③ プランジャーリミットスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
t. プランジャー頂部綱車【間接式に限る】	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ※亀裂又は損傷がある場合の精密調査 ※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6 M 1 Y 3 M	6 M 1 Y 3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	3 M 6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 乗場の戸連結動 ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	(労安法：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② スプリングのさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
f. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることを確認する。	1 Y	1 Y	
g. 油圧シリンダー【直接式に限る】	① 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 油圧シリンダー下綱車【間接式に限る】	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
i. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 油フィルターの汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. 調速機ロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
k. かご側調	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
1. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
m. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
n. 下部ファイナル リミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)
o. 底部安全距離確保 スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
p. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある 場合の修理
6. 付加装置	(「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」6. 付加装置の当該事項による。)			
7. 群管理運転装置	(「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 群管理運転装置の当該事項による。)			

表 1.3 機械室なしエレベーター

○周期A又は周期Bの適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

周期A：労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは周期B以外の場合。

周期B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

○備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による

(高稼働)：高稼働運転（当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は走行時間が 100H／月以上のいずれか）を行うエレベーター

(労安法)：労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（周期Aに加えて適用する）

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
1. 機器類				
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。 ⑥ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 1 Y 6 M	3 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 1 Y 6 M	(高稼働：3 M)
b. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。 ② ブレーキシュー、アーム及びプランジャの作動の良否を点検する。 ③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。 ⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	3 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	(高稼働：3 M) (高稼働：3 M) (高稼働：6 M) (高稼働：6 M)
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。 ② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。 ③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。 ④ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 M 1 M 1 M 1 Y	3 M 3 M 3 M 3 M 1 Y	(高稼働：6 M)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
f. かが側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 M 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	(高稼働：6 M)
g. 鈎合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 M 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	(高稼働：6 M)
h. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
i. かが速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
2. かが				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かが室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かがの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	3 M 1 Y	3 M 1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
d. かがの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
e. かがの戸連結ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かがの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かが操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かが内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かがし床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかがし床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
v. 鏡及び手すり【車いす兼用の場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
3. かがの周囲・昇降路				
a. かがの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かが外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y	1 Y	
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
f. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。	1 Y	1 Y	(労安法：1 M)
	② 破断の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	6 M	6 M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	(労安法：1 M)
	② 作動の良否を点検する。	6 M	6 M	(労安法：1 M)
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M	6 M	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
r. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。	6 M	6 M	
	② 油量の適否を点検する。	6 M	6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期A	周期B	備 考
t. 終端階強制減速装置 u. 昇降路	作動の良否を点検する。 ① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y 1 Y 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ※亀裂又は損傷がある場合の精密調査 ※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	6 M 1 Y 3 M	6 M 1 Y 3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	3 M 6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 乗場の戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	1 M 6 M	3 M 6 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理 ※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期 A	周期 B	備 考
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	(労安法：1 M)
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	6 M 6 M 1 Y	6 M 6 M 1 Y	
f. 調速機ロープ用 及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ビット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 下部ファイナル リミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(労安法：1 M) (労安法：1 M)
i. 底部安全距離確保 スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
k. ビット冠水ス イッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. 釣合ロープ(鎖) 及び取付部	取付け状態の良否並びにさび、摩耗、破断及び劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
m. 釣合おもり底部 隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	1 Y	
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがビット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある 場合の修理
6. 付加装置	(「ロープ式エレベーター (マイコン制御)」 6. 付加装置の当該事項による。)			
7. 群管理運転装置	(「ロープ式エレベーター (マイコン制御)」 7. 群管理運転装置の当該事項による。)			

表 2 取替え・修理の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベータ仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメン テナンス	POG
機械室	制御盤、受電盤	バッテリー取替え	○	○	○	
		リレー取替え	○	○	○	
		コンデンサー類取替え	○	○	○	
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替え	○	○	○	
		ヒューズ類交換	○	○	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	○	○	
		インバータ、コンバータ取替え	○	○	○	
		抵抗管取替え	○	○	○	
		整流器取替え	○	○	○	
		変圧器取替え	○	○	○	
		定電圧電源装置取替え	○	○	○	
		NFブレーカ取替え	○	○	○	
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
		回転機カーボンブラシ交換	○		○	○
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○		○	○
		ギヤ取替え	○		○	
		各軸受ベアリング取替え	○		○	
		綱車溝修正及び取替え	○		○	
		ギヤ油取替え	○		○	
		補充用ギヤ油	○		○	○
		オイルシール取替え	○		○	
		軸受グリスアップ	○		○	○
	階床選択機(注)	防振ゴム取替え	○		○	
		稼動・固定接触子取替え	○		○	
		移動ケーブル取替え	○		○	
		歯車ユニット取替え	○		○	
		かご連結スチールテープ(チェーン) 取替え	○		○	
		マグネットコイル取替え	○		○	
		先行モータ取替え	○		○	
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え	○		○	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	○		○	
		マグネットコイル取替え	○		○	
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替え	○		○	
		軸・軸受取替え	○		○	
		ブレーキスイッチ取替え	○		○	
		ブレーキアーム取替え	○		○	
	調速機	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
	油圧機器	ポンプ修理		○	○	
		バルブ取替え		○	○	
		電磁コイル取替え		○	○	
		ユニットOリング取替え		○	○	
		ストレーナ取替え		○	○	

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベータ仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメン テナンス	POG
機械室	油圧機器	パッキン取替え		○	○	
		高圧ゴムホース取替え (注)		○	○	
		作動油取替え		○	○	
		補充用作動油		○	○	○
		作動油冷却装置取替え (注)		○	○	
		配管継ぎ手ラバーリング取替え		○	○	
		駆動ベルト取替え		○	○	
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○	○	○	
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○	○	○	
		停電灯ランプ交換	○	○	○	○
	操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○	○	○	
		操作盤ランプ交換	○	○	○	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○
	かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		乗場戸との連結装置取替え	○	○	○	
		ドアシュー取替え	○	○	○	
		アーム (レバー) 取替え	○	○	○	
	戸閉め安全装置 (セフティシュー)	ケーブル取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		マグネット取替え	○	○	○	
			○	○	○	
	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○	○	○	
		ユニット取替え	○	○	○	
	照明	イルミネーションランプ取替え	○	○	○	
		かご内照明ランプ交換	○	○	○	○
	かご枠	防振ゴム取替え	○	○	○	
	はかり装置	スイッチ取替え	○	○	○	
		はかり装置取替え	○	○	○	
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○	○	○	
		軸受 (ベアリング) 取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
		駆動ベルト・チェーン取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		歯車ユニット取替え	○	○	○	
		ギヤオイル取替え	○	○	○	
		補充用ギヤ油	○	○	○	○
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
	釣合おもり	ガイドシュー・ローラ取替え	○		○	
		給油器取替え	○		○	
		給油器補充用油	○		○	○
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	○	○	
		ドアクローザー取替え	○	○	○	
		かご戸との連結装置取替え	○	○	○	

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベータ仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメン テナンス	POG
乗場	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	○	○	
		押ボタンランプ交換	○	○	○	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○
昇 降 路 ・ ピ ット	かご・おもり吊り車 (注)	かご吊り車ベアリング取替え	○	○	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え	○		○	
		綱車取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	主ロープ	主ロープ切り詰め	○	○	○	
		主ロープ取替え	○	○	○	
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め	○	○	○	
		調速機ロープ取替え	○	○	○	
	釣合ロープ、鎖 (注)	釣合ロープ (鎖) 切詰め	○		○	
		釣合ロープ (鎖) 取替え	○		○	
	非常止め装置ロープ (注)	非常止め装置ロープ取替え	○		○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○	○	○	
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	○	○	○	
		リミットスイッチ取替え	○	○	○	
	調速機 (注)	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
	テンションプーリ	軸受テンションプーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	プランジャー・シリン ダー	グランド部ダストシール取替え		○	○	
		グランド部パッキン取替え		○	○	
		プランジャープーリベアリング取替 (注)		○	○	
		軸受グリスアップ (注)		○	○	○
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		かご下プーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ (注)	○	○	○	○
	緩衝器	油入り緩衝器油取替え (注)	○	○	○	
		油入り緩衝器油補充 (注)	○	○	○	
		ピット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○
付 加 装 置 (注)	地震時管制運転装置	感知器取替え2	○	○	○	
	停電時自動着床装置	リレー取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	火災時管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
	自家発管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
	監視盤	表示ランプ交換	○	○	○	○
	オートアナウンス装置	本体取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	故障自動通報システム	本体取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	マルチビームドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
	超音波ドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
	かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	○	○		
		録画装置取替え	○	○		
	かご内クーラー	フィルター取替え	○	○		
		冷媒補充、取替え	○	○		

(注) 当該装置がある場合に限る。
本業務はフルメンテナンส์契約である。

表 3 遠隔点検項目

遠隔点検項目	性能点検（周期：1 M）
	・ 起動状態 ・ 加速走行状態 ・ 定常走行状態 ・ 減速走行状態 ・ 着床状態 ・ その他（ ）
	各機器の点検（周期：1 M）
	・ 機械室又は制御盤の温度 ・ 制御機器の状態 ・ かご内の行先階ボタンの状態 ・ インターホンの状態 ・ ドアの開閉状態 ・ 乗場ボタンの状態 ・ ドアスイッチの状態 ・ 電磁ブレーキの異常の有無 ・ その他（ ）
	利用状態（周期：1 M）
	・ かごの走行距離、走行時間又は起動回数 ・ ドアの開閉回数 ・ その他（ ）